

～ 巻頭言 ～



メコン川の風に吹かれて

法務省大臣官房審議官（民事局担当）

萩 本 修

法整備支援に求められるものって、何だか、リーダーシップに求められるものに似ているなあ。

トンチンカンに聞こえるかもしれませんが、これは、私が法整備支援について抱いている素朴な感想です。

今年3月、初めてラオスの首都ビエンチャンを訪れました。JICAの短期専門家として民事訴訟法サブワーキンググループの現地セミナーに参加するためです。2010年7月に4年計画で始まったラオス法律人材育成強化プロジェクト。その当初から民事訴訟法アドバイザーグループの委員を務めていながら、なかなか現地セミナーの日程等と都合が合わず、4年目にしようやく実現した念願のラオス訪問でした。

わずか3泊5日の短い行程でしたが、私にとって、法整備支援について改めて思いを巡らす大変貴重な機会となりました。

リーダーの大切な役割として、明確な目標の設定とそれをチームメンバー全員で共有することが挙げられます。信念や価値観の共有と言ってもよいでしょう。これがきちんと実践されていれば、人事異動によるメンバーの交代等があっても、あるいは何らかのトラブルに見舞われても、チームの結束を維持して目標に向かい続けることができます。法整備支援でも、相手国のニーズや課題を的確に吸い上げ、適切な目標を設定することが出発点となるように思います。ラオスへの法整備支援では、ラオス側メンバーの交代によってプロジェクトの進捗に悪影響が生ずることが懸念される場面が幾度となくありましたが、その都度、長期専門家が中心となってラオス側メンバーと目標を再確認し合い、それをしっかりと共有することによって乗り切っているように感じました。

リーダーは、メンバーを信用して仕事を任せなければなりません。そして、メンバーが試行錯誤を繰り返す間、じっと待つ忍耐強さが求められます。メンバーの仕事振りが頼りないとき、ついつい口を出し、手を出してしまいそうになります。自分のや

り方を押し付けようとしてしまいがちです。しかし、それではリーダー失格です。失敗を繰り返しながらも一つ一つの課題を自分の力で乗り越える。そうした小さな成功体験の積み重ねによって裏打ちされた自信がメンバーを成長させる。それをサポートするのがリーダーの務め。そう自らに言い聞かせて我慢しなければなりません。法整備支援でも、法律を起草してあげるのが、ある意味、最も簡単で楽かもしれません。しかし、そのようなお仕着せの法律が相手国に根付くとは思えませんし、適切に運用されると思えません。相手国の主体的かつ積極的な取組が不可欠とされるのは当然ですし、支援の分野が法律の起草から運用体制の整備や人材育成にまで拡大してきたのも、自然の成り行きであったということができそうです。時間はかかりますが、根気よく、辛抱強く、相手国の自助努力を側面から後押しすることが求められるように思います。魚を捕ってあげれば一日は食べられるが、魚の捕り方を教えてあげれば一生食べていくことができる。言い古された言葉かもしれませんが、本当にそのとおりだなと思います。

リーダーがメンバーをサポートする際、重要なのは、状況を正確に把握した上で、何が隘路となっているのか、その解決策は何かを冷静に分析し、有効な選択肢を提示することです。これは、法整備支援におけるカウンターパート機関に対する助言にもそのまま当てはまるように思われます。

プレーヤーは自分の力で成果を上げるのが仕事ですが、リーダーはチーム力で（いわば他人の力で）成果を上げるのが仕事です。一人ではできない仕事をチームで行う。チームとして、メンバー個々人の能力の総和を超えるパフォーマンスを発揮するように導く。それが仕事です。そのためには、メンバーとの質の高い関係構築が欠かせません。人は、上下関係に基づく指示・命令だけで動くものではありません。それだけでも動くことは動くのですが、難局を乗り切れるかは疑問です。リーダーが日頃からメンバー一人一人に正当な関心を払う。そして、いざというときにはサポートしてくれるし、責任もとってくれる、これだけ自分たちのことを考えてくれている、そういった信頼をメンバーから勝ち得る。この信頼こそが、難局に直面したときに、頑張ろう、何とか乗り切ろうという力を生み出すのではないかと思います。これと同じようなことが、法整備支援についても言えるのではないのでしょうか。国から国への支援とはいえ、その基礎にあるのは人と人とのつながりです。仮に、支援する側のメンバーが上から目線で接し、支援してあげるのだからと言って何らかの直接的な見返りを求めるような態度をわずかでも見せれば、それはすぐに相手国のメンバーに悟られてしまいます。そうすると、せつかくの法整備支援も、損得勘定の中で語られる貧しいものにとどまってしまうでしょう。そうではなく、日本側の支援メンバーはこれだけ自分たちのことを、そして自分たちの国の発展を真剣に考えてくれている、一緒に良い法律を、良い制度を作ろうとしてくれている、こうした信頼と共感を得ることが、真

に実りある、長続きする法整備支援の礎になるのではないかと、そのように感じています。

先般の民事訴訟法現地セミナーでは、今回のプロジェクトの成果物である手続チャートとモデル教材の普及活動に同席する機会を得て、この4年間で大きく成長したラオス側メンバーの頼もしい姿を直に見ることができました。

その姿を見ながら、この4年間で懐かしく思い出しました。プロジェクト開始当初は、お互いにギクシャクした関係で、ラオス側メンバーとの意思疎通に難儀したこと、ラオスの民事訴訟の特徴（職権探知主義の下で、主張と証拠の明確な区別もなければ自白という概念もないこと、裁判所による真実発見に重きが置かれているためか、判決の確定という概念があいまいで、最上級審の判決であっても誤りが見つかれば再審で変更され得るとされていること等々）を理解するのに時間を要したこと、それが時が経つにつれて打ち解け合い、議論もかみ合うようになったことなどが思い出されます。それでも、検察官が民事訴訟に深く関与するラオスの方々から「日本では、なぜ検察官が民事訴訟に関与しないのか。検察官が関与しないで、どうして裁判の公正が担保されるのか。」と真顔で問われると、今なお、明快な回答をすることができずにいます。

その意味で、つくづく、法整備支援は難しいなと思います。リーダーとして多士済々のメンバーから成るチームを束ねるのが難しいのと同じです。しかし、難しいだけに、やりがいがありますし、面白くもあります。成果を実感することができたとき、相手国のメンバーと思いが一つになれたと感じたときなどは、喜びもひとしおです。

初めて訪れたラオスは、メコン川の流れのようにゆったりと時が流れる場所でした。舗装されているのに土煙が舞い上がる道路、そのせいかマスク姿のバイクの運転手、首都の市内にもかかわらず未舗装のでこぼこ道、次々に自動車やバイクが進入する信号のない交差点。民事訴訟における「送達」をテーマに意見交換をした際には、このようなラオスの実情も知らないまま、日本の郵便制度や、それを所与のものとした日本における「送達」のルールを前提に意見交換をしてしまっていたのだなあと、今更ながら反省もしました。

最終日の夜は、帰国便の出発間際まで、メコン川沿いのレストランで、長期専門家の中村憲一検事と石岡修弁護士が食事に付き合ってくださいました。プロジェクトの次期フェーズの調査団として来寮された JICA の佐藤直史さん、丸山瞳さん、法総研国際協力部の須田大教官とも、短時間ですが御一緒することができました。

メコン川の風に吹かれながら、このような形で法整備支援に関わることができたことに感謝するとともに、今後も何らかの形で細々とでもお役に立ちたいという思いを新たにしました。